I C T 活用工事 (作業土工 (床掘)) 試行要領 (名古屋港管理組合)

第1条 概要

I C T活用工事とは、以下に示すように、①②③⑤の各段階に応じた I C T施工技術を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成等
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

ICT作業土工(床掘)は、ICT土工の関連施工工種として実施することとする。

また、ICT活用工事の試行にあたっては、愛知県ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領(以下、県実施要領)を参考とする。

第2条 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、県実施要領第3条に準じた内容とする。

第3条 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事は、ICT活用工事(土工)を実施した場合とする。

第4条 ICT活用工事の実施方法

ICT土工における関連施工種とするため、ICT作業土工(床掘)のみでの実施は行わない。受注者が実施を希望する場合は、監督職員と協議を行うこと。ただし、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」を実施する場合、原則「ICT建設機械による施工」を実施するものとする。

第5条 ICT活用工事実施の推進のための措置

ICT土工における関連施工種とするため、「工事成績における加点」や「取組証の発行」の 取り扱いについては、ICT活用工事(土工)試行要領によるものとし二重で実施しない。

第6条 ICT活用工事の積算方法

ICT活用工事の積算方法については、県実施要領第7条に準じて実施するものとする。 ただし、積算方法は「ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領 愛知県」によるものと するが、3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する費用の計上については、委託業務 として別途積算し合算するものとする。

第7条 ICT活用工事の試行導入における留意点

ICT活用工事の試行導入における留意点については、県実施要領第8条に準じて実施するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

※ 参考 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

